

## 平成 25 年度第 2 回化学物質審議会 結果概要

日時：平成 25 年 10 月 30 日（水） 11:20～12:10

場所：経済産業省本館 17 階西 7 第 1 特別会議室

出席委員：安井会長、有田委員、伊藤委員、内田委員、黒田委員、崎田委員、庄野委員、辰巳委員、田村委員、東嶋委員、林委員、四元委員

事務局：谷製造産業局審議官、化学物質管理課三木課長、恒藤室長、大木室長、友井室長、田村企画官、藤沢企画官、遠藤課長補佐

議題：

（1）化審法・化管法の施行状況について

議事内容：

○安井会長　それでは、定刻となりましたので、「第 2 回化学物質審議会」を開催させていただきますと思います。

また進行役を務めさせていただきますと思います。先ほどに続きましてよろしくお願ひ申し上げます。

なお、今回は第 2 回となっておりますが、第 1 回の化学物質審議会に関しましては書面審議ということでやらせていただいております、7 月で組織の見直しを行うために開催をしたことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

その化学物質審議会でございますが、先ほど少しご説明がございましたように、化審法並びに化管法に関する事項を処理するために設置された審議会ということになっております、実際には、その審議会の下部組織といたしまして部会を設けまして、化学物質の有害性等の調査・審議等を行っているわけでございます。

それでは、議題に入ります前に、事務局から配付資料の確認並びに委員の紹介をお願いしたいと思います。

○恒藤室長　お手元の配付資料でございますが、説明資料といたしましては、2 つ大きな綴じでございます。一つが縦置き資料 1 - 1、一つが横置き資料 2 - 1 が表紙にあるものでございます。よろしくお願ひをいたします。

それから、委員の方々の構成につきましては、お手元の委員名簿をごらんいただけます

でしょうか。本日は、織委員がご欠席でございます。その他、委員の紹介は先ほどございましたので、省略をさせていただきます。

なお、必要な定足数を満たしているということをご報告させていただきます。

以上でございます。

○安井会長　　ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。先ほどと同じでございますが、本日の会議は、原則公開ということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

（了承）

それでは、本日の会議は公開させていただきます。資料、議事録・概要につきましては、後日ホームページ等で公開されますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思っております。

本日の議題は、非常に広い範囲でございますが、「化審法及び化管法の施行の状況について」ということでございます。

それでは、事務局からまず当審議会の活動状況についてご説明をいただきまして、続けて議題についてのご説明をいただきたいと思っております。そして、事務局の説明は、予定では比較的早く終わる予定でございますので、また質疑応答の時間を設けたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、事務局お願いします。

○恒藤室長　　それでは、まず縦置きの紙からご説明いたします。

資料1-1を一枚おめくりいただきますと、資料1-2がございます。

まず化学物質審議会というものの位置づけ、役割について、改めてご説明をさせていただきます。資料1-2の2.の「所掌事務」のところがございますとおり、化学物質審議会は、経済産業省組織令第100条に基づきまして、化審法第56条及び化管法第18条に基づき、その権限に属せられた事項を処理するということになってございまして、すなわち化審法と化管法に基づいて、経済産業大臣が判定等を行う際に意見をいうというのが、本審議会の役割と位置づけになってございます。

それでは、具体的にどういう事項について審議を行うことになっているのか、そして、その審議の体制についてご説明したものが、その裏面、資料1-2の2ページでございます。現在は、「審査部会」と「安全対策部会」という2つの部会におきまして、ここに記載

されておりますような化審法や化管法に基づきます化学物質の指定あるいは判定ということにつきまして大臣からの諮問に応じ審議を行うことをしてございます。

この部会の体制、審査部会と安全対策部会の2つの体制につきましては、本年7月に体制の見直しを行ったものでございます。その役割分担といたしましては、主に化学物質の性状に基づいて判断をする事項、すなわち化学物質のハザードに基づいて判断する事項については審査部会で、それから性状だけではなくて製造・輸入・使用の状況、環境排出量その他を勘案して判断をする事項、すなわちリスクに基づいて判断する事項につきましては、安全対策部会という審議の体制となっております。

この審議体制の見直しにつきましては、資料1-1に概要がございまして、皆様に決議いただいたとおりでございます。後ほどご覧いただければと存じます。

それでは、各部会の活動状況について、その次の資料1-3に基づいてご説明をいたします。

まず審査部会でございますが、審査部会の委員の構成は2.のとおりとなっております。林委員に部会長を務めていただいております。その活動状況が3.でございますが、24年度は10回開催してございます。その審議結果は、2ページの4.のとおりでございます。主な審議事項は、一番上(1)の「新規化学物質の判定についての審議」でございます。24年度は合計702件の新規化学物質について審議をしてございます。

次に4ページで、安全対策部会でございます。

委員の構成は2.のとおりでございまして、こちらも林委員に部会長をしていただいております。開催状況は3.のとおりでございまして、本年度は7月と10月に開催いたしました。4.に記載のとおり、7月は優先評化学物質の指定ということで、一般化学物質のスクリーニング評価について審議を行いました。5ページの(2)でございますが、10月の審議会、10月の安全対策部会では、新たに第1種特定化学物質に指定される化学物質の具体的な規制のあり方について審議を行ったところでございます。

以上が、本化学物質審議会の各部会の活動状況の概況でございますが、その詳細につきましては、化審法の運用状況と密接に関連をしておりますので、もう一つの資料で化審法の施行状況を説明する中でご説明をさせていただきます。

それでは資料2-1、一枚飛ばして2ページをご覧ください。現在の化審法の体系をご説明させていただきます。一番の大きな柱は、左側の新規化学物質の事前審査制度でござ

います。全ての化学物質につきまして、商業ベースで製造輸入する前に国の審査を受けるという制度になってございます。その例外として幾つか事前確認制度が設けられてございまして、左下に書いてございます。このように低生産、少量新規、中間物等、そして低懸念高分子の確認制度がございまして、ちなみに少量新規の事前確認制度については、全国1トン以下の場合は確認を受けて製造・輸入ができるという制度になってございます。

2つ目の柱が、平成23年度から本格導入された制度でございまして、右側の下、既に上市されている化学物質について、国がリスク評価を行いまして、その結果、必要があれば対策を講じるという制度でございまして。

その右下ですが、およそ28,000もある一般化学物質の全てについて国が使用状況等を大まかに把握いたしまして、段階的にリスク評価を行うという仕組みになってございまして、その上でリスクがあるという化学物質があった場合には、第2種特定化学物質に指定いたしまして、製造予定数量の変更などの措置を講ずるといふことなどによりまして、その環境排出量を抑制する制度になってございまして。

そして3つ目の柱が、蓄積性のある化学物質の規制というものでございまして、上のパートになりますが、生物蓄積性があり、かつ長期毒性のある化学物質については、第1種特定化学物質に指定をして、その製造・輸入、そして使用を原則禁止するという制度になっているわけでございます。

これらの制度のうち、まず新規化学物質の審査制度について運用状況をご説明いたします。3ページをご覧ください。この審査制度の評価項目は、ここに記載した4つの項目でございまして。原則として申請をする際に、この4つの項目それぞれについて定められた試験を行いまして、そのデータを添付して国に届出を行うということになっているわけでございます。近年の届出の件数及び用途につきましては、5ページ及び6ページに記載してございまして。

それから平成24年度に届出られた新規化学物質の判定の結果は、7ページのとおりでございまして。この7ページのような判定を行う際には、本化学物質審議会の審査部会でご審議をいただきまして、その結果を踏まえて経産大臣を初めとする3大臣名で事業者に通知をするという運用になっているところでございまして。

8ページ以降12ページまでは、新規化学物質の審査の例外として設けられております各種の確認制度の近年の実績について記載をしてございまして。お時間のあるときにご覧をいただければと存じます。

13 ページ以降で、2 つ目の大きな制度でございます、既に上市をされている化学物質のリスク評価の運用の状況について説明をしております。

制度の全体の流れとしましては 13 ページのとおりでございますが、まず簡易な方法で一般化学物質のスクリーニング評価を行いまして、リスクが十分に低いといえない化学物質を絞り込みまして、優先評価化学物質に指定をいたします。その上で詳細なリスク評価を行うという段階的な仕組みになってございます。

そのスクリーニング評価は、14 ページにございます優先度マトリックスという行列のようなものを用いて行うことになってございます。物質ごとに有害性の強さと暴露の量の大きさをクラス分けいたしまして、14 ページのマトリックスでリスクが十分に小さいといえるかどうか、すなわち優先評価化学物質に指定すべきかどうかということの判定を行ってございます。

暴露クラスを推計するベースとなりますのが 15 ページにあります製造・輸入実績、それから用途別出荷量の実績の届出のデータでございます。平成 24 年度につきましては、約 3 万件の届出がございまして、これらを集計いたしまして、それぞれの化学物質の暴露クラスを推計してございます。

有害性クラスにつきましては、17 ページ、18 ページのルールに基づいてクラス分けを行っております。

こうした方法によりまして平成 23 年度から順次一般化学物質のスクリーニング評価を行ってございます。19 ページをごらんください。本年度も最新のデータに基づきましてスクリーニング評価を実施いたしました。本年度は 7,819 物質について評価を行いまして、7 月に本審議会の安全対策部会を開催いたしまして、その中でご審議をいただき、40 物質を新たに優先評価化学物質相当であるという判定結果をいただいたところでございます。

続いて 20 ページで、既に優先評価化学物質に指定されているものにつきましては、次のステップに進めているわけでございます。まずは、暴露量、すなわち環境排出量について詳細に推計を行いまして、その結果、一部ではリスク懸念があると認められたものから優先順位をつけて、詳細リスク評価を進めてございます。

現在 20 ページ、21 ページに記載されているものにつきまして、詳細なリスク評価を進めているところでございます。

以上が既存の化学物質につきましてのスクリーニング評価、リスク評価の運用の状況でございます。

続きまして 22 ページでございます。先ほど前半でもご説明がございました「エンドスルファン」と「ヘキサブロモシクロドデカン」という 2 つの物質につきまして、最近の化学的な知見の充実の中で生物蓄積性があり、また長期毒性を有するということが明らかになってきたことから、ストックホルム条約で国際的に製造・使用を原則禁止とすることが決定されました。これを受けまして、我が国におきましても、今後第一種特定化学物質に指定いたしまして、しかるべき規制を導入していくことにしてございます。

それぞれ少し具体的に説明いたしますと、「エンドスルファン」というのは、過去に農薬として使用されていた物質でございます。左下に構造式がございますが、現在は、既に農薬としての販売・使用は禁止されているものでございます。

「ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD)」は、右下の構造式のものでございまして、難燃剤として住宅用の断熱材あるいは防災のカーテンなどに用いられているものでございます。こちらにつきましては、現在代替に向けた取り組みが関係業界において進められているというところでございます。

こうした化学物質の具体的な規制のあり方につきまして、本年 10 月 4 日の安全対策部会でご審議をいただきまして、ここに記載されておりますとおり平成 26 年 4 月（予定）から 2 物質の製造・輸入及び使用を禁止する、平成 26 年 8 月（予定）から HBCD を使用した 3 つの製品については輸入を禁止するという措置が適当であるという結論が得られたというところでございます。

これを踏まえまして、これからパブリックコメントなど所定の手続を経て政令改正を行うとともに、関係事業者への周知を徹底するなどして着実に規制措置を講じていく所存でございます。

次に 23 ページ、これも前半で説明があった内容でございます。この 3 つの項目が規制改革会議で盛り込まれたわけでございます。

また、その内容も踏まえまして 24 ページに記載されておりますとおり、既にできるところから合理化の取り組みを進めているわけでございます。今後、これらの課題につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、まずは環境汚染の防止を図るということを実に確保しつつ合理化の方策を皆様のご意見も、あるいはこの審議会でのご意見も頂戴しながら検討を進めていきたいと考えてございます。

そのほか、有機顔料中に含まれてございます非意図的 PCB が含まれたという件、昨年の本審議会でもご説明をさせていただきました。その後の状況は 25 ページに記載のとおり

りでございます。

その他、監視化学物質、第1種特定化学物質の状況につきましては、26 ページ、27 ページの資料のとおりでございますが、説明は省略させていただきます。

「化審法の運用状況」については以上でございます。

○藤沢企画官 続きまして「化管法の施行状況と最近の動き」について説明をさせていただきます。資料2-2の2ページ目に概要がございますので、2ページをご覧くださいませでしょうか。

まず「目的」でございますが、事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するために化管法がつくられております。

制度としましては、2つの大きな制度がございます。

1つが、PRTR 制度ということで、事業者は排出量、移動量を把握し国に報告する。国はそれを集計して公表するというところでございます。

また SDS 制度ということで、事業者の方が事業者間で譲渡、提供する際に情報をきちんと提供していくことが義務づけられておるところでございます。

この2つの制度に基づきまして化管法が施行されております。

3ページは、「改正の経緯」ということでございます。こちら 1997 年に公布されまして、その後、まず PRTR 関係でございますが、化管法施行令の改正ということで、まず大きく物質の見直しが平成 20 年になされました。第1種指定化学物質が 354 物質から 462 物質となり、また、業種も医療業が新たに追加されております。

SDS 関係でございますが、これは昨年の4月に省令を改正しまして、まず GHS に対応した 16 項目を情報提供してくださいということにさせていただきました。また、記載方法につきましても、JIS に基づいて行ってくださいということをお願いしているところがございます。また、新たにラベル表示につきましても情報提供を JIS に基づいて行っていただくということをお願いしているところがございます。

次に4ページで、こちらは、先ほど辰巳委員からも質問がございましたので、若干説明を加えさせていただきます。

まず平成 23 年度でございますが、約4万事業所から届出がされまして、排出量としましては4%の減少となります。ただ、移動量が14%増加ということで、平成 22 年に比べて平成 23 年が、全体的には少し増えていると見えますが、実はこの部分、ここに書いてありますが、鉄鋼連盟でマニュアルを改訂しまして、特に移動量に入れ込む算出方法に変

更がありまして、このため移動量が増加したということでございます。移動量は産業廃棄物の業者にきちんと出されているということなので、これはきちんと管理されている部分になるのではないかと考えております。排出量を見ますと4%ほど減っているということでございますので、環境への排出は少し減少しているという認識でございます。

また平成21年と平成22年のギャップでございますが、ここは物質数が異なっているということが一番大きな原因でございます。ですので、平成21年から平成22年に対して増えていますのは、物質の数が変わっているということでございます。

次のページですが、物質の数が変わってしまったら暦年の変化を追えないので、物質見直しの前後で同じ物質を継続物質ということで276物質を抽出しまして、これをグラフに表しました。継続物質の排出量ということで橙色の部分につきましては、年々減少傾向にあるということでございます。移動量につきましては、やはり年によって大小あるということでございます。

次に6ページは、有害大気の関係でございます。有害大気汚染物質12物質がございまして、そちらを特出しさせていただきました。平成23年度は2万トンということで、グラフをみていただきますと、全体的には減少傾向にございます。平成22年で若干増えているということもございますが、これはひもといってみましたところ、排出のときに取り除く装置が動いていなかったとか、修理中だったとか、そういったお話があつて若干増えているということを確認しているところでございます。

次に7ページです。こちらはPRTR届出データに基づきましてNITEで濃度マップ、排出量マップを皆様方に分かり易くホームページで公開させていただいているものでございます。

最後の8ページは「GHSの導入に関する取り組み」ということで、昨年4月に「GHSに基づいた情報提供をお願いします」と、省令改正をさせていただいたわけでございますが、それに対応しまして経済産業省と厚生労働省の連名で、皆様方のお手元にありますパンフレットを作らせていただきました。連名でやらせていただいたのは多分初めてではないかと思っております。

また、GHS分類ガイダンスということで、今年の7月にGHS分類第4版に対応すべく新たなガイダンスをつくりまして、それをホームページで公表させていただきました。こちらには書き忘れたのですが、英語版も8月に公表させていただいております。

また、混合物分類ツールの開発ということで、第4版に対応したツール(ソフト)を開

発しているところで、できれば年度内に公開をしていければと思っている次第でございます。

簡単ですが、以上でございます。

○安井会長　　ありがとうございました。

まず、本日、審査部会並びに安全対策部会という2つの部会、開催回数の比較的多いというか、一方は非常に多いですが、両部会の部会長をお務めいただいています林委員から、何かご発言をいただけたらと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○林　委員　　審査部会と安全対策部会の部会長を務めさせていただいています林でございます。先ほど第1部のときにも少しお話しさせていただきましたが、色々とまだまだ問題は残っているというところです。

審査部会につきましては、だいたい毎月の開催ということで、年間で10回程度の開催ですが、それぐらいの頻度でありまして、これは経済産業省だけではなくて厚生労働省、環境省と3省の合同の会議ということで、それなりに効率化を図って審議を進めているような状況でございます。

特に新規化学物質につきましては、それぞれの品目について十分討議を重ねた上で結論を出していくというようなことを行っているわけです。平成23年から改正の新しい化審法の体系として我々進めてきているわけですが、そのときの一番大きな改正の要点というのがハザードベースの管理からリスクベースの管理に移りましょうということだったと思っております。

全体としては暴露評価というような部分が入ってまいりまして、かなりリスクというものを念頭に置いた評価に向かっているということは確かだとは考えているのですが、その中でも安全性に直接関わるようなヒトに対する毒性とか、その辺ではまだまだハザードでリスクが語られているというようなところも残っているのではないかと考えています。その辺が、先ほども少し申し上げましたように、本当に人材の不足というようなものがあって、本当にリスクもきちんと理解できる方々は、年を重ねていってだんだんフェードアウトせざるを得ないような状況にもなってくるのではないかと思います。それで、やはりもっと新しい方がリスクというものの概念を十分理解した上で、こういう評価に携わっていただけるような人材育成のシステムというのが今後必要になってくるのではないかと考えております。

あまり一人でしゃべるのも何ですが、安全対策部会につきましては、今年は3回開かせ

ていただいて、一般化学物質に関する優先化学物質への移行、第一種特定化学物質への移行というようなことを議論させていただいて、一応プログラムにのっとった形で進行しているのではないかと考えております。

以上でございます。

○安井会長　ありがとうございました。

では、庄野委員お願いします。

○庄野委員　今の林先生のお話にも絡みますが、国際的な観点からみたときに、我々産業界としても少々心配なのは、ヒューマンリソースですよね。例えば少量新規などの管理でもそうですが、一種のハザードベースの管理で、例えば先ほどの少量新規の用途などをみますと、電機・電子材料とかは中間体として、暴露の実態から考えると、果たしてこれはそこまで規制しなければいけないのか。あるいは別の考え方をすれば、リスクの高いところはやはりきちんと押さえるのか、これが恒藤室長とかお考えの合理化に近いリスクの担保の仕方だろうと思います。

ただ、どうしても欧州、アメリカと比べると、組織的にも大きな組織は無く、あるいは大学の先生も、今一つご関心を示していただけていない。これは我々、非常にまずいと思っていて、産業界は非常に心配をしております。今、林先生がおっしゃったようなこと、やはりどんどん新しい人材が、新しい知見の中でリスクというものも見ていただくような体質や、あるいは教育システムの導入というのもぜひお考えをいただければと思います。これは、ある意味でのリスク管理の本質につながるのではないかと考えていますので、よろしくをお願いします。

○安井会長　最近、大学でリスク関係をやっている論文を書くのは非常に難しいみたいでして、それが一つあるのではないかという気がいたします。それともう一つは、やはりリスクをきちんと分かっている人間は、きちんとした就職先がいっぱいあるよというメッセージを出していただかないと、学生がそっちに行こうという気にならない。その2つかなと私自身は思っているのですけれどもね。この2番目あたりについてはいかがですか。

○庄野委員　企業でも、日本の企業は特にそうですが、このごろ海外へ色々なものを出さなければいけないので、海外で必ず求められてくるんですよ。これをやるためには社内にそういう人がいないとまずいので、それなりに企業は関心を持ってきています。ただ、処遇等の問題については、また考えていかなければいけない話になってくると思いますので、この辺は各会社のトップにも我々はお願ひしていこうと思っています。

○安井会長　　ちょうど就職も厳しい状況ですから、何か有利であると学生は流れると私は思っていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

他に何かご意見等ございますか。東嶋委員どうぞ。

○東嶋委員　　ご説明ありがとうございました。

先ほどの林委員のハザードベースの評価からリスクベースの評価というか管理へということ、それは全くそのとおりで、そのようにあつて欲しいと思ひますが、林先生がおっしゃつたようにハザードでリスクが語られるというか、一般市民にとってはそのハザードとリスクのところをごしゃごしゃになっているところがあつて、それをどのように分かりやすく峻別して情報提供するかというところは、一つ問題なのではないかと思ひます。先ほどの資料2-2の7ページに、PRTR マップの情報提供というのがあります。これは産総研の先生方が一生懸命やつてくださつて、それぞれの化学物質の評価に基づいてこういったシミュレーションが市民でも見られるというような非常に役に立つツツルで、画期的なものだつたと思ひます。大変ご尽力いただいたと思ひますが、ハザードとリスクという観点でこれをよく見ますと、例えば排出量マップは、自分の地域でどんな企業がどんなものをどれくらい排出しているかというのは分かるのですが、それではリスクが自分にとってとか地域にとってとか、暴露量と影響という観点からみてリスクが高いのかどうかというのが、今一つ分からないというか、量が出ているだけで、このデータで例えば濃度が赤や黄色で示されたり、排出量が突出していたり少なかったりということが出てると、ある意味誤解を与える可能性もあるかなと思ひます。この情報提供自体は画期的なことでしたが、もう一段、リスクベースでということを考えていくには、もう一つ何か皆さんで考えて、情報提供ツツルとしてもう一段進めていく必要があるのではないかと考えております。

○安井会長　　ありがとうございます。

コメントをいつている時間もありないのですが、実はこれは AIST-ADMER を使つておりますが、やつておりますのは NITE でございます。

○東嶋委員　　そうですね。失礼いたしました。

○安井会長　　私の理解では、濃度マップは恐らく暴露量、要するに吸入量と関係しますので、これがイコールリスクで良いかなと。排出量の水域の方は難しくて良く分からないという状況ではないかと思つております。生物に対してのリスクかなという感じではないかと思つております。

それでは、辰巳委員、崎田委員の順でお願いします。

○辰巳委員　では、簡単に。

最初、新規の化学物質を申請に来られたときに振り分けをするというお話があって、その後、振り分けられた中から一般化学物質のスクリーニングをして、40物質が今回新たに判定されたという、資料2-1の19ページですが、数値がありまして、その次のページが優先順位をつけて調べておりますというお話だと思うのですが、こちらは18物質しかないで、その40物質のうちの18物質ということであれば、残りはどうなっているのか、やるかどうかとか、そのあたりが良く分からなかったのでご説明いただけますでしょうか。

○恒藤室長　ご説明いたします。19ページ真ん中ぐらいにございますが、去年までのスクリーニング評価で140の物質を既に優先評価化学物質に指定をしてございます。優先評価化学物質になりますと、詳細な用途別出荷量を製造・輸入事業者から届出していただくことになりまして、例えば都道府県別のデータとかがございまして、そういう詳細な用途別出荷量のデータに基づきまして、より詳細に環境への排出の量をアセスいたします。その140物質にアセスをした結果を踏まえて、今のところ140物質のうちから、20ページと21ページにあるものについて、次の段階の詳細リスク評価を進めているということでございます。140物質のうち、これを進めているというのが現状でございます。残りについては、詳細な暴露量をみたところ、とりあえず急いでやることはないだろうということで、引き続き詳細な状況のウオッチをしているということでございます。

○辰巳委員　書いてあるのを読み落としました。失礼しました。

○安井会長　ありがとうございました。それでは崎田委員。

○崎田委員　化管法について質問をしたいのですが、最後の方からあけていただいて6ページ、7ページのところです。PRTRの制度で色々なデータが明確になってきて、徐々にしっかりとリスク管理が進むということを目指してやってきているわけですが、6ページのデータを見ていると、徐々に減ってきて効果がきちんと出ているなど感じます。ただし、ここ数年の状態をみていると、大体下げ止まりという申しわけないのですが、状況が安定してきている。そうすると、もう一段、できるところから進めるにはどうしたら良いのかということを考えれば、この制度ができた時から大規模事業者さんは工場の途中の状況を改善したり、割にやれることはやり始めてくださっていますが、地域の中小規模の事業者さんはそこまで手が回らないという、そういう地域の工場が色々なことに手を入れてくださればかなり変わるのではないかとずっと言われていたと思います。そういう動き

に対して最近、国として都道府県のそういう動きに関してどういうことを把握しておられるか、様子を教えていただければと思います。

私は、東京都のそういう取組に参加して色々とモデル事業と一緒にやるということをして、やはり取り組みはするのですが、なかなか効果が出るころまで行くのは難しいと、そういう現実もありますので、全体的な状況が伺えればと思います。よろしく願いいたします。

なお GHS に関して、かなり詳細な取り組みが進んでいるという資料提供ありがとうございます。やはり先ほど申し上げたように、消費者にいくような製品にもこういう同じマークをつけていただくことで、そういうものが色々な国に輸出されるときに信頼性にもつながりますので、やはりぜひ取り組みを進めていただきたい。そして消費者自身の扱いに対する意識啓発にもなると思いますので、ぜひそういうところも広げていただきたいと思います。

○藤沢企画官 ありがとうございます。

まず中小企業対策でございますが、特に中小企業という形で打ってきたわけではないですが、ここにも紹介しました NITE のホームページに 10 社程度の削減取り組みというのを挙げさせていただいているわけでございますが、その中にも幾つか中小企業の対策もございます。特に洗浄剤につきましては、どちらかというと中小企業が多ございますので、そちらの方で取り組みをかなりやってきていただいたと思っております。

ただ、まだまだこれからも中小企業に対しまして対策をとっていくことは考えていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

また GHS につきましても、先ほど三木からお答えしましたように、業界等のお話を聞きながらやっていきたいと思っております。

○安井会長 ありがとうございます。

それでは内田委員お願いいたします。

○内田委員 先ほどから教育問題が出てきていますので、私、教育に携わっていますので、一言申し上げます。一般的に言いますと私は海洋生態毒性学という授業を受け持って講義をしているわけですが、非常に関心が少ない。単位の問題がありますから受講者はいっぱいいますが、実際は関心が薄いですね。アンケートをとって調べてみますと、ダイオキシンとか内分泌かく乱物質の問題、この辺のことはもう記憶に無いですね。関心も持っていない。今ちょっと関心を持っているのは温暖化ぐらいで。だから、マスコミで騒いで

いるときには関心を持つけれども、それがなくなると完全に頭の中から消えてしまうということですね。それで、何とか関心をもつように教育しているのですが、リスクアセスメントの方法も含めて教育していますが、何しろ関心を持ってくれない。

だから、マスコミでいつも問題提起してくれれば、学生の興味度も続くのではないかと思います。マスコミで出ますとすごいです。授業の活気が違ってきます。そういう意味で、教育に携わる人間からいうと、そういうことをお願いしたいなということです。

以上です。

○安井会長　ありがとうございました。

メディアはますます取り上げてくれないというか、言ってくれませんね。やはりダイオキシン問題の一番華やかかなり頃は 15 年ぐらい前ですもんね。ですから、そうなりますと先生の学生さんは何歳だったかという問題もありますね。

有田委員お願いします。

○有田委員　先ほどからリスクとハザードの混同というか、良く理解していないのではないかとあがっているのですが、例えばリスクコミュニケーション、PRTRの制度を導入するあたりからリスクコミュニケーションというのが色々取り上げられて各地でパイロット事業なども行われて、非常に関心を持たれてきました。しかし、本当のリスクコミュニケーションができていないとか、新しいリスク評価ができないうちはリスクコミュニケーションもできないような表現がされ、少し沈静化しています。知らない、混同しているというよりも、新しい情報が出てきたら、やはり、リスクコミュニケーションをやっていたけれども、新しい暴露というか色々な情報で、これはハザードに近いと消費者は思います。また先ほど内田委員がおっしゃったように、やはり 50 代以上の人は内分泌かく乱といういわゆる環境ホルモン、ダイオキシンのことは良く知っているけれども、若い人はやはり知らない。内分泌かく乱の問題はもう終わったというようなことも言われる。当時、騒がれていた、言われていた物質とは違うかもしれないけれども、新たな情報もある。例えばカビなどから内分泌かく乱作用もあるというようなことなど、化学物質の委員会では議論されないけれど、別のところの情報にはある。リスクとハザードを混同しているわけではなくて、リスクコミュニケーションとはそもそも何かということについて、お金を国が使わなくなった時点から関心が薄くなってきているのではないかと私は思っています。

○安井会長　崎田委員、どうぞ。

○崎田委員　私、いろいろな現場を持っている中で、環境学習センターの指定管理者として公共の環境学習センターを運営していますので、プログラムづくりなどを行っています。そういう中で、低炭素社会とか循環型社会、生物多様性とか、やらなければいけないことがいっぱいあって、リスクコミュニケーションという分野も非常に重要だということで、今、関心が高いのが放射性物質ですね。

そういう意味で、化学物質のことを忘れていたわけではないけれども、入りづらいという、そういう状況があります。

それともう一つですが、今そういう地域教育の場合は、環境学習センターのようなものと消費者センターと、あと学校教育の中の家庭科など色々な授業に入っていくという幾つかの方法があると思うのですが、最近、プログラムをつくる中で、地域と学校の連携で環境学習とか地域学習を進めていくというのが大変重要な話になってきています。

そういう中で、地域と学校の連携の地域というのは、地域の NGO だけではなく企業の皆さんがプログラムの中でリスクコミュニケーションのプログラムをきちんと持って連携して出前講座をやってくださるとか、そういうことが増えておりますので、地域側も積極的に取り組まなければいけません、そういうときに取り組みやすいプログラムと一緒に開発していただくとか、そういう企業の皆さんと連携協働した動きを面的に広げていくとか、システム的に広げていく、そういうところの仕組みづくりなどもみんなで考えていくということも必要ではないかなと思いました。よろしくお願いします。

○安井会長　ありがとうございました。

私自身も原発のリスクの話では昨日の夜も隣の会議室で6時から8時過ぎまでやっていたのですが、確かに化学物質は安全になり過ぎたと思っておられる方が多いのかもしれない。

ということでございまして、本日は色々と多様なご意見をいただきましてありがとうございました。ご意見を踏まえまして、事務局におきまして今後の化学物質管理政策に関する課題を整理し、さらに検討していただきたいと思っております。

本審議会でございますが、この化学物質審議会も、先ほど終わりました化学物質政策小委員会も、基本的には年1回という定例開催を続けさせていただきたいと思っております。ただし、法令改正等の審議事項がございました場合には、頻繁にやらせていただくということは当然のことでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了したいと思います。

委員の皆様にはご多用中のところをお集まりいただきましたことありがとうございます  
ました。

—了—